# １．目的

中心市街地における交流の拠点である県庁噴水広場において、キッチンカー等の販売スペースとして有効活用することにより、賑わいの創出を図ることを目的とします。

# ２．スケジュール

次の日程により募集を行います。

ただし、応募の状況に応じて、追加の応募者を決定する場合があります。

・応募期間：令和５年８月９日～令和５年８月１８日

・実施期間：令和５年９月９日、９月１０日、９月１６日の３日間

①スケジュールは変更になる場合があります。

②まちづくり甲府・甲府市（以下「運営者」という）は、本公募に関する申請内容等を公表することがあります。

③提出された申請資料は、応募者の選定以外に使用いたしません。

④審査資料提出後は、原則として審査資料に記載された内容の変更は認めません（申請した出店車両や販売品目を除く）。ただし、特別な事由により、変更せざるを得ない場合は協議に応じます。

⑤選定結果の通知は、Ｅメール又は郵送で行います。

# ３　募集内容

応募の際は、噴水広場の利用状況等を把握するために、事前に現地の下見をしてください。

（１）出店場所

①出店場所・出店台数

山梨県庁噴水広場

出店台数が予定台数を超える場合、運営者による審査の上、出店者を決定します。

②出店許可対象面積：約１０㎡程度／台　計３台程度

（２）指定する用途

移動販売車（販売営業車又は調理営業車）を用いた売店及び飲食店等の出店。

（３）販売品目

飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業））で保健所から許可を得ているもの。

（４）営業可能時間

午前１０時００分から午後４時００分まで

（午前９時００分から入園可能。片付け後、午後４時００分までに広場内から退出する。）。

（５）その他出店要件

　・ドリンクやスイーツ等の軽飲食の提供とする

・県内に事業所等を有する事業者であること

　・山梨県内にて有効な食品営業許可書を有すること（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること）

・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者

・食品賠償保険等に加入している者

・山梨県産品を活用した氷菓・スイーツ等を販売すること

（６）注意事項

・出展者はゴミ箱を設置するとともに、広場の清掃を行うこと

・出店に当たっては運営者の広報事業などにご協力すること。

・出店に関するアンケート調査（利用者の声や売り上げ等）や、利用者向けアンケート調査について、応募者は協力すること。

・公序良俗に反する内容でないこと

・暴力団又は暴力団員でないこと

・暴力団関係者と密接な関係を有しない個人・団体であること

・政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと

・電源の用意はありませんので、出店者自身で発電機等をご用意ください

# ４．出店に伴う料金について

使用料と手数料 を合算した金額をお支払いいただきます。

（１）使用料

山梨県へ払う占用料（設置物の面積に応じてかかる料金）、制限行為に関する使用料（公園利用を制限した面積に応じてかかる料金）の実費をご負担頂きます。

（２）手数料

・営利事業：3,000 円

（３）支払い方法

指定の口座に振込みをお願いします。

・山梨中央銀行 柳町支店 普通 口座番号569142 名義：（同）まちづくり甲府

（４）キャンセル料

山梨県へ使用料支払い後に、事業実施をキャンセルした場合につきましては、原則使用料・手数料の返金は致しかねます。

# ５．書類の提出について

まちづくり甲府まで以下の申請書類を提出頂きます。

（１）提出方法：直接ご持参頂くかE メール bank@kofucci.or.jp

（２）申請書類：

①出店申込書

②事業概要

③誓約書

④乗り入れ車両確認書（キッチンカーでの出店または搬入車両などがある場合）

※飲食を伴う出店をする方は以下の届出をして頂くことになります。

①保健所への届出書

②消防への届出書（調理などで火器を使用する場合）

（３）申請書類の取得方法：

まちづくり甲府HP

https://www.genkinamachi kofu.com/

# ６　申込～実施の流れ（申請から事業実施までに最低２週間ほどかかります）

①事前相談・空き状況の確認（応募者→運営者）

②申し込み（応募者→運営者）

③選考（運営者）

④実施内容の調整（運営者→山梨県：実施内容について事前相談）・・・約１週間

⑤使用者へ内定通知（使用不可の場合は落選通知）（運営者→応募者）

⑥山梨県へ許可申請・許可決定（運営者→山梨県）・・・約１週間（申請から許可まで）

⑦使用者へ許可の可否連絡（運営者→応募者）

⑧使用料・手数料の支払い（応募者→運営者→山梨県）

⑧現地確認、実施時の注意事項説明（運営者・広場利用者）

⑨イベント等実施（広場利用者・（運営者））

# ７　注意事項

①関係法令等の遵守

* 広場使用の際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）、及び、広場使用規約を遵守してください。
* 広場の占用許可以外に関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行ってください。
* 飲食営業を実施する場合は、事前に実施内容を所轄保健所（甲府市保健衛生課）に相談してください。
* 食中毒対策等のため、PL 保険（生産物賠償保険）等の加入を推奨します。
* 火気を使用する器具等を取り扱う場合は、事前に露店等の開設届出書を消防本部（予防課）へ提出してください。※記入例は消防本部WEB サイトをご確認ください。

②搬入・搬出

* + 広場使用については、原状回復が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
	+ 広場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は応募者の負担となります。
	+ 搬入出の際は通行者の安全を最優先し、広場使用可能時間内で行ってください。
	+ 広場に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は原則出来ません。
	+ 床がタイル張りの広場に重量物を設置する場合は、コンパネ等で充分な養生をしてください。

③設置物のウエイトについて

* + のぼり、パラソル、テント、ステージ等の設置物は、倒れないよう固定してください（芝生などへのペグや杭を打ち込むことは禁止されています）。
	+ ウエイトの貸出はありませんので、応募者でご用意ください。

④設営物・掲示物の管理

* + 実施中および搬入出時における設営物の保護・管理については、応募者で行ってください。

⑤チラシ等の表示

* + 広場使用に伴い、チラシ等を作成した場合には、広場にあるサインボードに掲示させて頂きます。また、電子データをご提供いただける場合は、社会実験 SNS ページにて、広報させて頂きます。

⑥衛生管理

* + 床面を汚損するおそれのある場合は床面の養生を行ってください。
	+ 使用後は、現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。
	+ 発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。
	+ 施設の破損、傷の付着、着色等が確認された場合は、補修工事費等実費を請求させていただきます。

⑦応募者の責任

* + 応募者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損等のすべての事故について、その責は応募者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）

⑧周辺環境に関する配慮

* + 実施内容に対する苦情は、誠意をもって、応募者にて対応してください。
	+ 運営者に連絡がきた苦情についても、応募者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を運営者にご報告ください。
	+ 通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、イベントを中止していただく場合があります。
	+ 広場は公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や通行者が不快に感じる行為や支障がでる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては、音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

⑨駐車場

* + 応募者、来場者用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。
	+ 交通マナーを遵守してください。路上駐車、迷惑駐車などは厳禁です。

⑩会場デザインルール

* + シートをご利用の場合は、景観に配慮することとし、来街者から見える範囲でブルーシートを使用しようとする場合は、運営者へご相談下さい。
	+ 販売行為などを行う場合は、原則、シートなどを敷いた床面へ直置きでの販売を禁止しています。
	+ 実施当日にのぼり・看板を設置予定の場合は、事前に運営者へご相談ください。本数などを制限する場合があります。

⑪その他

* + 実施当日は運営者の指示に従ってください。
	+ 本要項の記載事項や当日の運営者の指示に従わない、また出店が本実証事業の趣旨にそぐわない内容であると判断された場合、使用をお断りする場合がございます。
	+ その他定めのない事項に関しては、運営者と協議の上、善良に対処してください。